

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年11月14日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年12月 5日 午前 8時30分から 令和 7年12月12日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 7年12月17日 午前10時00分 場 所 高松地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 1月 7日 午後 1時30分 場 所 高松地方裁判所民事部不動産執行係
特別売却 実施期間	令和 7年12月18日 午前 9時00分から 令和 7年12月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年11月14日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 ※ 特別売却の買受申出の受付日時は、上記特別売却実施期間の初日及び最終日の午前9時00分から午後4時00分までです。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	9,710,000 7,768,000	一括	1,942,000	72,306	0
1	2,420,000				
2	7,290,000				
					</

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市多肥上町字松林 |
| | 地 番 | 1 1 9 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 8 . 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市多肥上町字松林 1 1 9 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 1 9 2 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9 . 1 1 平方メートル
2 階 5 8 . 2 1 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月 7日

高松地方裁判所民事部不動産執行係

裁判所書記官 松 家 由 奈

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

東側の境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 高松市多肥上町字松林 |
| | 地 番 | 1 1 9 2 番 4 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 2 8. 3 8 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 高松市多肥上町字松林 1 1 9 2 番地 4 |
| | 家屋 番号 | 1 1 9 2 番 4 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造鋼板ぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 5 9. 1 1 平方メートル
2 階 5 8. 2 1 平方メートル |



令和7年(ケ)第67号
令和7年7月29日受理
令和7年8月19日提出



現況調査報告書

高松地方裁判所

執行官 都 築 浩 一

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 高松市多肥上町字松林
地 番 1192番4
地 目 宅地
地 積 128.38平方メートル
- 2 所 在 高松市多肥上町字松林1192番地4
家屋 番号 1192番4
種 類 居宅
構 造 木造鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 59.11平方メートル
2階 58.21平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	高松市多肥上町1192番地4			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項				
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■A (債務者兼所有者)	1 私は、本件物件に夫と子供1人と居住しています。 2 本件物件は、令和5年3月に購入しました。購入後、半年後くらいに、物件2建物の1階天井部分に耐震工事をし、一部壁紙の張替えもしました。2階に風呂がありますが、水漏れをしていたので修理をし、1階天井に点検口を作ってもらいました。また、2階東側洋室の床が、東側に少し傾いているようだったので、修理をしました。さらに、浄化槽も壊れていたのので、修理しました。 購入当初、室内で大型犬を飼育していたので、LDKの壁をひっかいた傷が2箇所大きく残っています。現在は犬は飼っていません。階段横の壁にも穴が開いており、養生テープで補修しています。2階東側洋室のドア下部にも穴が開いています。 3 台所はIHクッキングヒーターで、風呂はプロパンガスです。太陽光発電パネルはありません。 4 浄化槽がありますが、特に水利組合から支払いを求められたことはありません。
■高松市多肥土地改良区 担当者	当土地改良区内において、建物を購入し、既存の浄化槽を利用する場合であっても、浄化槽の名義変更手続や費用負担が必要な場合があります、また、水利組合の手続も必要となるので、あらかじめ当土地改良区へお問合せいただきたい。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■

- 1 関係人の陳述及び現況から物件の占有関係は、2枚目記載のとおりであると認めた。
 - 2 本件各物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付した写真のとおりである。
 - 3 高松市役所での調査によると、本件土地は非線引都市計画区域内に存在し、西側を幅員約12.4mの舗装市道（建築基準法42条1項1号道路）に接道している。
 - 4 物件1の土地と周囲との境界については、東側を除いて、現況上ほぼ明らかである。14条1項地図が存在している。
 - 5 物件1土地付近は、下水道が整備されていない地域であり、浄化槽が設置されている。高松市多肥土地改良区担当者によると、「既存の浄化槽を利用する場合であっても、浄化槽の名義変更手続や費用負担が必要な場合があり、また、水利組合の手続も必要となるので、あらかじめ当土地改良区へお問合せいただきたい。」とのことであった。
 - 6 本件建物については、経年（築後約18年経過）劣化が認められる。浴室等の給湯はプロパンガス、キッチンにはIHクッキングヒーターが整備されている。従前、室内で大型犬を飼育しており、LDKの壁には2箇所比較的大きなひっかき傷が見受けられた。階段横の壁の損傷、2階東側洋室ドアの損傷も見受けられた。また、▲によると、購入後、半年くらい経過したころ、1階天井に耐震工事をしたり、2階風呂場からの水漏れの修理をしたり、2階東側洋室の傾きも修理したとのことであった。壁紙や天井も一部張替えをしているようである。
- ※ 上記、関係人の陳述及び関係資料等により2枚目記載のとおり報告する。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年7月30日(水) 15:10-15:20	高松法務局	周辺土地調査等
令和7年7月31日(木) 15:25-15:35	広域水道企業団高松ブロック統括センター	給配水管等調査
令和7年7月31日(木) 15:40-16:00	高松市役所	公法上の規制等調査
令和7年7月31日(木) 16:30-16:40	物件所在地	物件確認、接道等調査、占有調査、写真撮影
令和7年8月13日(水) 11:00-11:50	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行、 A から聴取

(特記事項)

□ 平成 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 平成 年 月 日

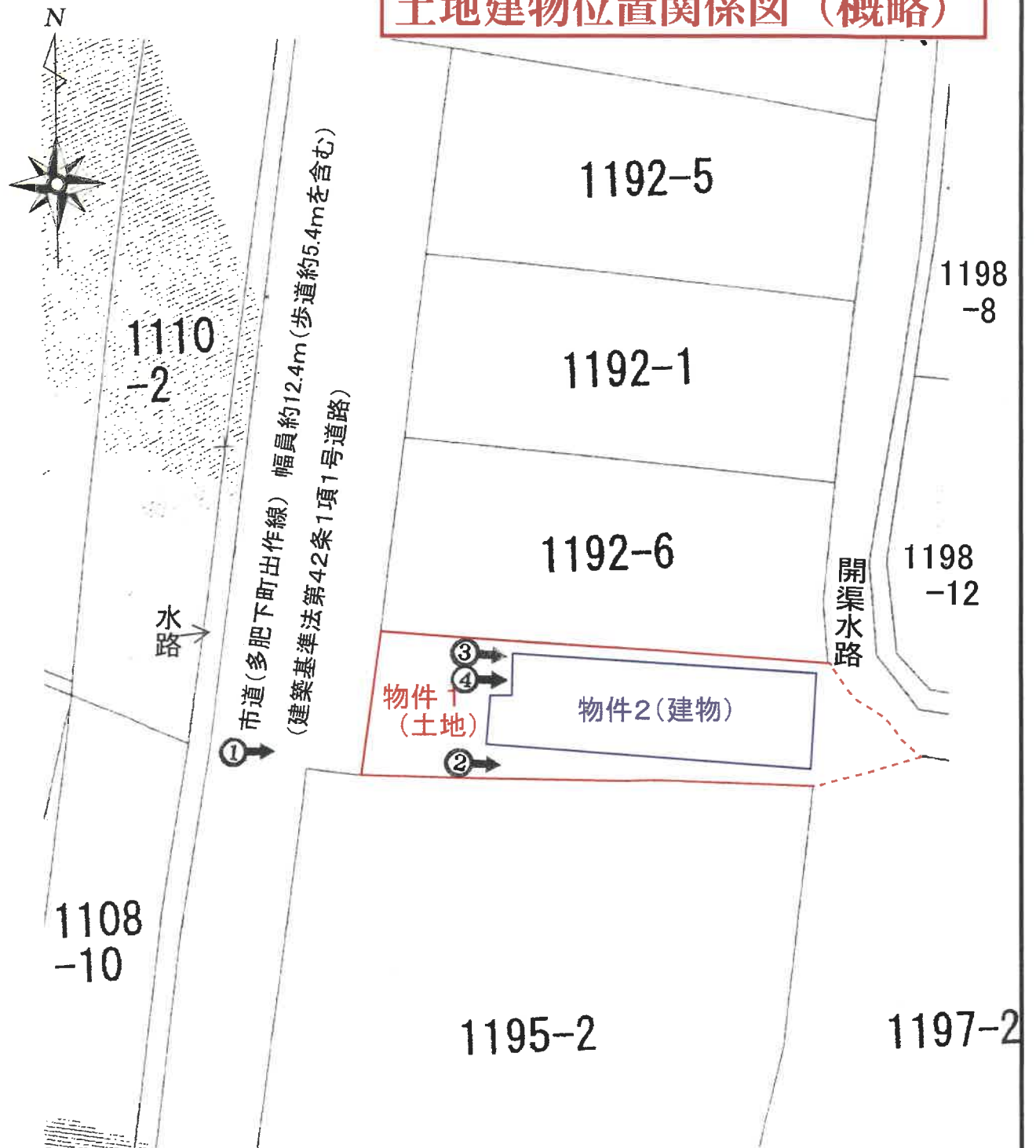
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人物内に立ち入った。

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

土地建物位置関係図（概略）



(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

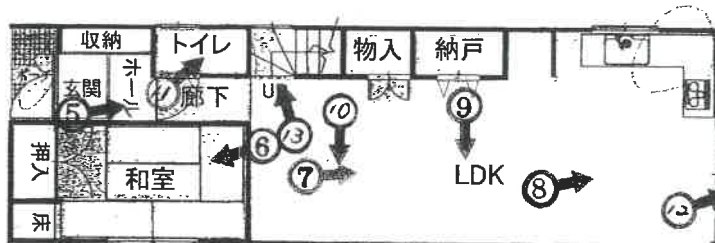


写真撮影位置・方向

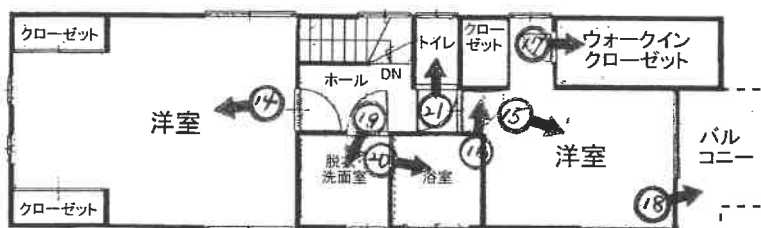
(S=1:250)

建物間取図（概略） 物件 2

1階部分



2階部分



(注) 設計図面を基にした間取図であり、
現況と相違する場合がある。

(縮尺不明)

←○ 写真撮影位置・方向

(7 枚目)

1



本件物件の外観

2



本件物件南西側の状況

3



本件物件北西側の状況

4



物件2 玄関付近の状況

5



物件2 玄関内の状況

6



物件2 1階和室の状況

7



物件2 1階LDKの状況

8



物件2 1階台所の状況

9

天井耐震補強

点検口



物件2 1階天井の状況

10

大型犬の引っかき傷



物件2 1階LDK壁の状況

11



物件2 1階トイレの状況

12



物件2 1階東側テラスの状況

13

壁の破損状況



物件2 階段の状況

14



物件2 2階西側洋室の状況

15



物件2 2階東側洋室の状況

16

ドアの破損状況



物件2 2階東側洋室ドアの状況

17



物件2 2階ウォークインクローゼットの状況

18



物件2 2階バルコニーの状況

19



物件2 2階洗面所付近の状況

20



物件2 2階浴室の状況



物件2 2階トイレの状況

令和7年（ケ）第67号
令和7年8月13日 現地調査
令和7年8月15日 評価

高松地方裁判所 御中



評 価 書

評価人 不動産鑑定士

鳥飼和彦

第1 評価額

一 括 価 格	
金 9, 7 1 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2, 4 2 0, 0 0 0 円
物件 2 (建物)	金 7, 2 9 0, 0 0 0 円

- 1 一括価格は、物件 1 及び物件 2 の各不動産について、一括売却（民事執行法 6 1 条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件 1 の土地の内訳価格は、物件 2 のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件 2 の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 5 8 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	高松市多肥上町字松林 1192番4 宅地 128.38㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	高松市多肥上町字松林1192番地4 1192番4 居宅 木造鋼板ぶき2階建 1階 59.11㎡ 2階 58.21㎡	同左
番号	特記事項		
1	物件1土地と隣接土地との境界については、東側を除き現況上ほぼ明らかである。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	琴電琴平線「太田」駅の南東方約800m（直線距離） （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	対象物件は高松市南部郊外の多肥地区に所在する。近隣地域は、県道沿線に店舗、医院等の事業用建物のほか戸建住宅や共同住宅も混在し成熟した地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 指 定 建 蔽 率 指 定 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域（非線引） 指定なし 60% 200% — 特定用途制限地域（幹線沿道Ⅱ型）
画 地 条 件	面 積：128.38㎡（公簿地積） 間 口：約6.4m 奥 行：約24m（最長部） 形 状：ほぼ長方形 地 勢：ほぼ平坦地	
接面道路の状況	西側：幅員約12.4m（歩道部分約5.4mを含む）の 舗装市道（多肥下町出作線）へ等高に接道する。 （建築基準法第42条1項1号道路）	
土地の利用状況及 び隣地の状況等	・物件2建物の敷地として利用されている。 ・隣地は戸建住宅、共同住宅の敷地等である。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道：あり ガ ス 配 管：なし 下 水 道：なし	
特 記 事 項	・埋蔵文化財の有無： 高松市役所文化財課への照会結果によれば、参考地（「空港跡地遺跡」に該当）し、現状では文化財保護法に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていないが、埋蔵文化財が包蔵されている可能性が高い地域である。詳細については、高松市埋蔵文化財センターに相談されたい。 ・土壌汚染の可能性： 旧住宅地図、登記等による地歴調査等からは土壌汚染が疑われる特段の利用履歴は確認できず、土壌汚染の可能性は低い。 なお、土壌汚染の有無の詳細は専門調査機関による調査を要する。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成19年11月23日新築 経過年数：約18年 経済的残存耐用年数：約7年
仕 様	構 造：木造 屋 根：鋼板ぶき 外 壁：リシン吹付 内 壁：クロス貼り等 天 井：クロス貼り等 床：フローリング、畳等 設 備：電気設備、給排水設備、衛生設備等 その他：コンロはIHクッキングヒーター、給湯はガス温水器。
床面積（現況）	1階 59.11㎡、2階 58.21㎡ 延床面積：117.32㎡
現 況 用 途 等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：附属資料「建物間取図（概略）」を参照
品 等	中品等
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	「現況調査報告書」に記載のとおり
特 記 事 項	■築後約18年経過しており全体的に経年劣化が見受けられる。目立った損傷等は、 ・階段の上り口付近の内壁、2階東側洋室のドア下部に穴が開いている。 ・1階LDKと廊下の間の扉が外れている（物入に在るが取り付けできないとのことである）。 ・LDKの内壁の2箇所が大きく破損している（以前飼育していた大型犬により引っ掻かれたものとのこと）。その他、2階も含めクロスの破損は散見される。 ・2階の各部屋の出入口扉の枠が外れかかっている（接着剤の剥離だと推察される）。 ・2階浴室からLDKへ水漏れがあり、その際、LDKの天井に点検口が設けられたとのことである。 ■LDKの天井中央部に付け梁による耐震補強がなされている。 ■債務者兼所有者の陳述によれば、2階浴室の水漏れ、2階東側洋室の床の傾き、浄化槽の故障の不具合があったそうだが修理したそうである。 ■対象建物については、吹付けアスベスト等が試用されている可能性は低いが、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関による調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	70,400	0.94	128.38	1.00	8,496,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 高松 5-17

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$73,600\text{円}/\text{㎡} \times 100.4/100 \times 100/100 \times 100/105 \div 70,400\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：ほぼ標準的な画地である。

◇地域格差：環境条件 +5% (1.05)

イ 個別格差：形状 -1% (0.99) 奥行 -5% (0.95)

相乗積： $0.99 \times 0.95 \div 0.94$

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：敷地内における建物の配置及び敷地と建物との適応の状態等を考慮して建付減価は発生していないと判断した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向、消費税の課税等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
2	224,700	117.32	0.30	7,909,000

ア 再調達原価：

1階天井の耐震補強による増分価値を考慮して査定した。

ウ 現価率：

経過年数18年、経済的残存耐用年7年、残価率5%とした定額法と観察減価法（内壁の損傷、過去の補修箇所の状態等 -5%）を併用して下記のとおり査定した。

$$\text{現 価 率} = \left[0.05 + (1 - 0.05) \times \frac{7}{18 + 7} \right] \times (1 - 0.05) \div 0.30$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	8,496,000	0.50	法定地上権	4,248,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,496,000	-4,248,000		0.95	0.6	2,420,000
2	7,909,000	+4,248,000	1.0	1.00	0.6	7,290,000
一括価格 (合計)						9,710,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：物件1土地は埋蔵文化財包蔵地となる可能性の高い土地であり、-5% (0.95) の減価と判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格等〔高松5－17〕

所 在：高松市太田上町字下原749番7
価 格：73,600円/㎡
位 置：琴電琴平線「太田」駅の北西方約120mに位置する。
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：261㎡
供給処理施設：水道、下水
接 面 街 路：北8m 県道
用 途 指 定 等：都市計画区域内（非線引）
近隣商業（建蔽率80%、容積率200%）
地 域 の 概 要：スーパー、銀行、店舗等が建ち並ぶ駅前商業地域

2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 4,352,852円
物件2 4,439,334円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 位置図
- 2 土地公図写
- 3 建物図面写 各階平面図写
- 4 土地建物位置関係図（概略）
- 5 建物間取図（概略）

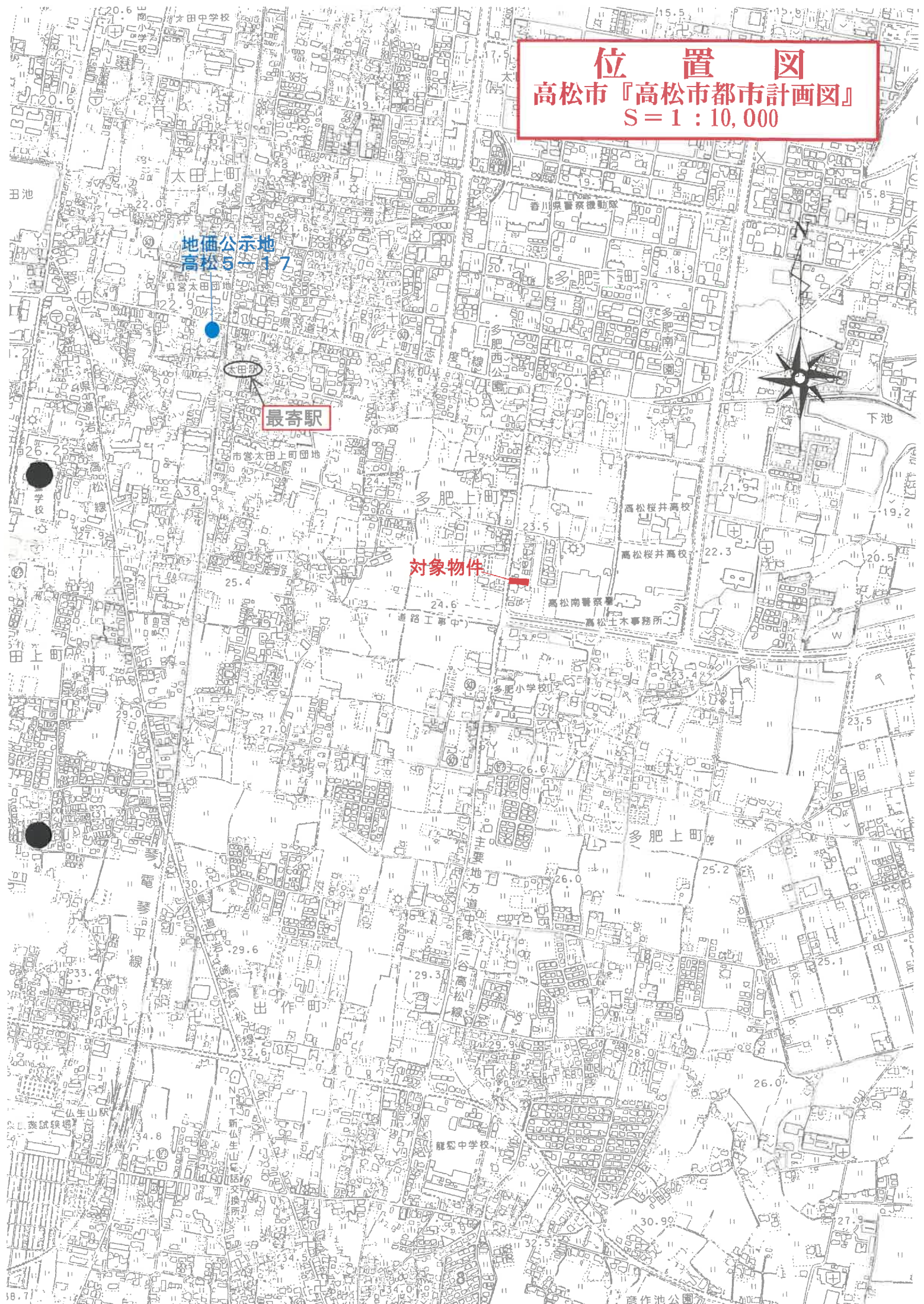
以 上

位置図
高松市『高松市都市計画図』
S = 1 : 10,000

地価公示地
高松5-1-7

最寄駅

対象物件



土地公図写



+50835.539 (座標値種別：図上測定)

地番区域見出
多肥上町

請求部分	所 在 高松市多肥上町字松林				地 番 1192番4	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号 Ⅳ	分類 地図(法第14条第1項)	種類 地籍図
作成年月日	昭和42年9月			備付年月日 (原図)	昭和45年1月21日	補記事項

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年7月31日
高松法務局

請求番号：2-1
(1/1)

登記官

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年7月31日 高松法務局

說明如下

請求番号：2-2

各階平面図

家照番号 1192-4

面圖
圖面
物平
建階
各建

高松市多肥上町字松林1192番地4

(附錄八号—四·五)

圖面本圖



表積求

1	2.375	×	0.95	=	2.25625
2	4.275	×	19.30	=	82.51250
合計					84.76875
床面積					59.11㎡

2. 階平面図



表
積
求

イ	4.275 × 13.30 =	56.85750
ロ	1.425 × 0.95 =	1.35375
	合計	58.21125
	床面積	58.21㎡

作者

29日作成)

縮尺 $\frac{1}{250}$

申請人

縮尺 $\frac{1}{500}$

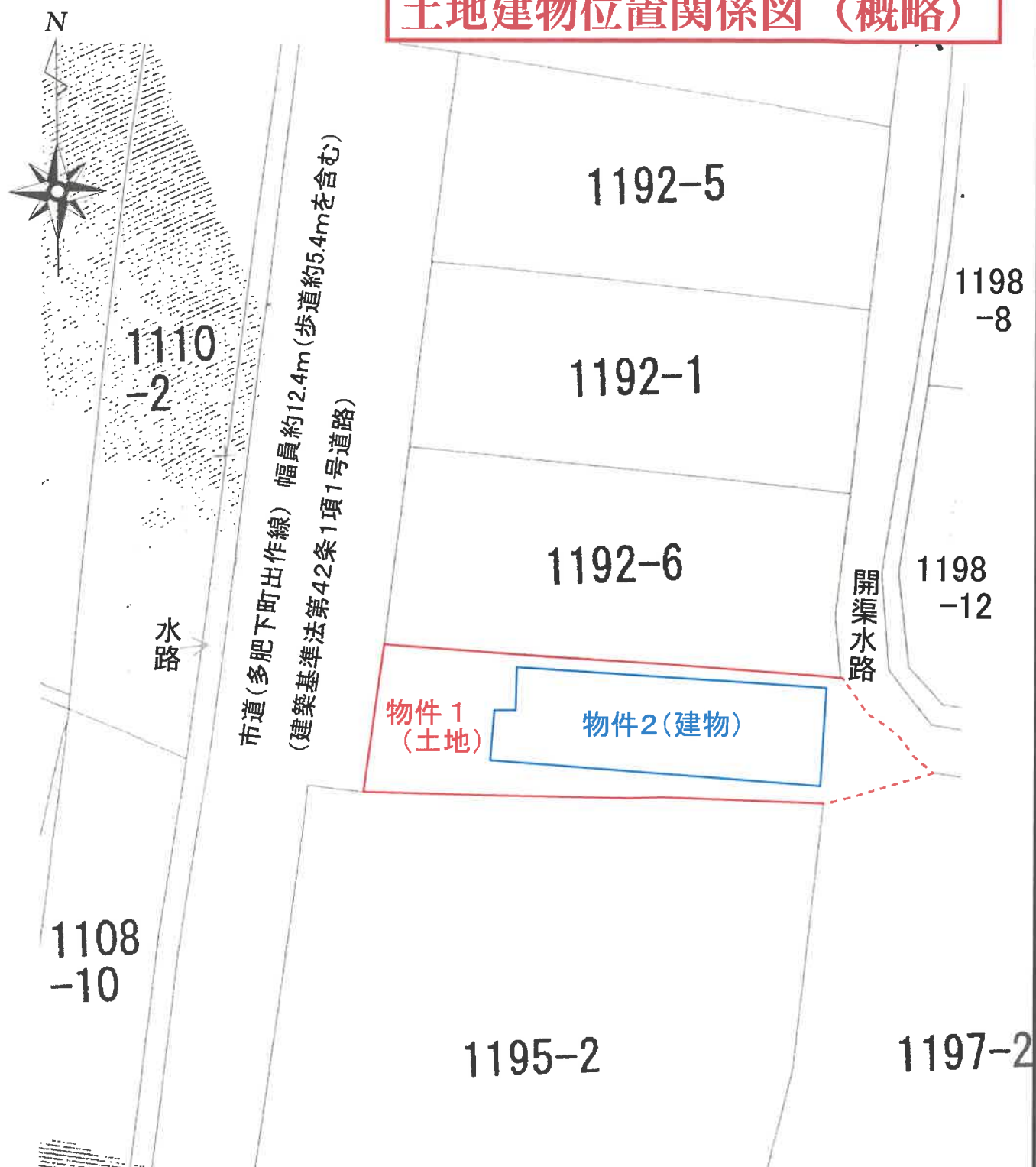
(香川県工部家屋調査士会 用紙)

平成19年11月30日

建物図面写 各階平面図写

A3版をA4版に縮小

土地建物位置関係図（概略）



(注) 概測に基づく図面であり、現況と相違する場合がある。
隣接地の地番は、公図に基づいて記載している。

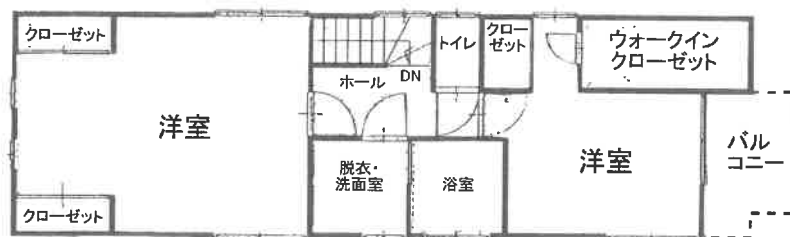
(S=1:250)

建物間取図 (概略) 物件 2

1階部分



2階部分



(注) 設計図面を基にした間取図であり、
現況と相違する場合がある。

(縮尺不明)